

標準処理期間の未設定理由

番号 2

処 分 名	特定農地貸付けの変更の承認
根 拠 法 令 名	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令
条 項	第4条第1項
所 管 課	農業委員会事務局
【標準処理期間を未設定とした理由】	
過去に申請実績が無く、標準処理期間を設定する実益が無いため。	